

議事日程(第4号)

平成28年12月16日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第77号 字の区域の変更について
- 日程第2 議案第78号 吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定について
- 日程第3 議案第79号 吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第80号 吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第81号 吉賀町下水道使用料審議会条例の制定について
- 日程第6 議案第82号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第83号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第84号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第85号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第86号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第87号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第88号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第89号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第90号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第91号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第92号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第93号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第94号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第95号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第20 発議第6号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書(案)
- 日程第21 発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)
- 日程第22 陳情第5号 吉賀町民真田グラウンド(よしかみらい)、吉賀町交流研修センター  
利便施設・機能充実にに関する整備陳情書
- 日程第23 陳情第6号 立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事について

- 日程第24 陳情第7号 町道久保沖線の改良に関する陳情  
日程第25 閉会中の調査報告について  
日程第26 閉会中の継続調査について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第77号 字の区域の変更について  
日程第2 議案第78号 吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定について  
日程第3 議案第79号 吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定について  
日程第4 議案第80号 吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について  
日程第5 議案第81号 吉賀町下水道使用料審議会条例の制定について  
日程第6 議案第82号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第83号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第84号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第85号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第86号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第87号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第88号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第13 議案第89号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第14 議案第90号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
日程第15 議案第91号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第16 議案第92号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第17 議案第93号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第18 議案第94号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第19 議案第95号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）  
日程第20 発議第6号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）  
日程第21 発議第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）  
日程第22 陳情第5号 吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉賀町交流研修センター  
便利施設・機能充実にに関する整備陳情書  
日程第23 陳情第6号 立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事について  
日程第24 陳情第7号 町道久保沖線の改良に関する陳情

日程第25 閉会中の調査報告について

日程第26 閉会中の継続調査について

---

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中谷 勝君	副町長 ……………	岩本 一巳君
教育長 ……………	青木 一富君	教育次長 ……………	光長 勉君
総務課長 ……………	赤松 寿志君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	齋藤 明久君	保健福祉課長 ……………	宮本 泰宏君
産業課長 ……………	山本 秀夫君	建設水道課長 ……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……………	大庭 克彦君	出納室長 ……………	谷 みどり君

---

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席人数は11人です。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

なお、今会期中の一般質問において、三浦議員から（ ）という発言がありましたので、これを取り消したいという申し出がありました。

お諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

したがって、三浦議員の発言の取り消しを許可し、議事録削除並びにCATVでの放送はそこを削除して放送します。

以上です。

それから、執行部のほうから議案の差しかえがありましたので、詳しくおつなぎします。

議案第79号については、条例の第2条第3項に計画給水人口が5,993人とあるのを、5,921人に訂正し、また同条第4項の計画、1日最大給水量を3,188m<sup>3</sup>と表示してあるのを、3,070立方メートル。記号でなくて立法メートルという字句に訂正したいとのことです。

それから、議案82号については、10行目と18行目で、3カ所ありますが、越える、越という字の字句を、超に訂正したいとのことです。議案第79号及び議案第82号の議案書を差しかえます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、議案第79号及び議案第82号の議案書を差しかえることになりましたので、差しかえを各自お願いいたします。

---

### 日程第1. 議案第77号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案第77号字の区域の変更についてを議題とします。

本件については質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第77号字の区域の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第78号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定についてを議題とします。

本件についての質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先日の説明の折り、ちょっと私、聞き漏れかもわかりませんが、第11条ですか、指定管理者に行わせることができるとありますけど、これは29年度からでしたか。すぐ行うのかどうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

当面は直営でやろうと考えております。

指定管理について、いつからという予定は、まだ今のところありませんが、条例上は指定管理もできるように、そういうつくりにしておくということで、すぐに指定管理にするというような予定は今のところございません。

ですので、当面は町のほうで雇用をして管理人なりハウスマスターなり、調理員、栄養士等を町のほうで雇用して、直営で当面はやっていこうと思っております。将来にわたって、指定管理という方法も、そういったことがいいとか、あるいは受けていただけるような業者さんがおるということであれば、それもできるように条例のほうは対応していくということで、当面、すぐ指定管理にするとか、いつからするとかいう予定は、今のところございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それから、もう1点は、先日、大多和議員のほうから質問がありましたけれども、月額3万3,000円というのがありますが、私もちょっと高いんじゃないかなと思ってお伺いします。

一般会計の補正予算のほうにも出てくるかもわからんのですが、その領家旅館の家賃が、私の計算違いかもわかりませんが、部屋が年間の予算が、賃料収入というのが386万

4,000円あって、これで14室ですと、1部屋が2万3,000円ぐらいになると思うんですが、領家旅館のほうですね。

このサクラマスのほうは1室が3万3,000円ということになると、このサクラマスのほうは高校生ばかりでもないかもわかりませんが、一応交流センターということで、親のほうから出ていくというようなことになるかと思いますが、今の領家旅館のほうは、ある程度、一般人だろうと、私は思うんですが、そうすると、この3万3,000円と2万3,000円、1万の差が出て、このサクラマスのほうが高過ぎるんじゃないかと思いますが、この3万3,000円の差額もですが、3万3,000円にした理由、どういう根拠なのかが教えていただきたいと思うんです。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

先般もお答えしましたが、他の例に倣ったということもありますが、領家旅館と大きく違うのは、この3万3,000円は食事が3食ついてますので、これは、ほぼ食事代とさせていただいたらいと思うんですけれども、朝昼晩のご飯、弁当がないと高校生やっていけませんので、弁当も含めて食事を提供します。

そうすると、食費だけでもこの3万3,000円が可能かどうかという不安、逆にあるぐらいでして、決して高い料金というふうには、私どもは思っておりませんので、そのように御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 使用料のところで、第6条の4項の居室の利用者が交流室を使用するとき、または特別な事情があると認める者に対して使用料の減免ということでもありますけども。この後のほうの使用料というのは、交流室のという読み方でいいのか、ちょっとそこら辺の整理をしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 意味合いは交流室のという意味合いなんですけども、そう読めるところがあればまた検討をしなければいけないと思いますけど。意味はそうです。交流室の減免ということで御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） その次の5項で、居室のほうの使用料について日割り計算というふうにされております。1カ月が28日から31日間ございますが、そうなりますと、1日あたりの使用料が異なるというふうになりますけど、もう30日なり、31日で割った額とするほうが

わかりやすいとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 普通、一般的な場合も日割り計算の場合はその月のということになるとと思いますので、仮にその月が31日であれば31日で割るし、30日であれば30で割るということになろうかと。

それと、先ほど言いましたように、食事等はそれに比例する部分もありますので、ここはやっぱりそれでいかせていただきたらと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 施設条例とは直接関係ないんですが、関連でお聞きしたいんですが、先日、交流センターに、勤務する人の募集が出ておりましたが、いつの間にか募集も消えて、ケーブルテレビの募集要領が消えておりましたが、もう定員に達したんでしょうか。応募状況をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） きょうが締め切りになっておりますので、きょうで締め切りしたいと思いますけども、まだ全てが達したという状況にはなっておりません。ですので、場合によっては再募集もかける必要があろうかと思いますが、職種によっては、ですね。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） このサクラマス交流センターの管理人等もおられます。

事件事故発生時の連絡体制というものについて、現状、どのようなことを考えておられるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

まずは建物でありますとハウスマスターが一番、そこの管理人になると思いますので、そちらのほうに連絡を入れていただくことになろうかと思いますが。

それで、場合によっては学校、当然、町のほうにも連絡をとっていただかなきゃいけませんけども、それとか、当然、保護者のほうにも連絡をとる場合もあろうかと思いますが、そのケースバイケースによって対応していくことになろうかと思いますが、まずはハウスマスターのところへ上げていただいて、そこから町のほうに連絡をしていただくという形になろうかと、そういうふうにご想定しております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第78号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第79号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第79号吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。

質疑はありますか。

3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 5条と6条ですが、議会同意を要する買収責務の免除と、負担付きの寄附の受領。5条で、従事する職員の賠償責任の免除についてとありますが、この内容、どういった事例があるかと、もう1つ、第6条の負担付きの寄附、贈与の受領、その内容的なことをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ただいまの質問でございますけれども、地方自治法上等に記入されておりますのは、例えば支出の負担行為でありますとか、そういったところでのミスであったり、そういった部分について記述があるようでございまして、具体的な事例といたしましては、例えば、徴収したお金を紛失してしまったとか、それから、契約をした段階でミスがあったとか、そういった部分についても含まれるのではないかと考えております。

どちらにいたしましても、この場合は、監査委員のほうに、まずお願いをして、その内容が正しいか正しくないか、内容等確認をしていただいた後に決定をしていただき、それから、町長が決定をしていく。それについて議会のほうに諮らせていただくというふうな流れになっておりまして、その内容の賠償責任に係る賠償額が20万円以上というふうに書いてあるものでございま



す。

それから、6条でございますけれども、負担付寄附という意味でよろしゅうございましょうか。事例ということでございますね。負担付寄附ということにつきましては、なかなか難しいところでございます、全く関係のない例え話ということになりますけれども、事例等が載っております。この場合ですが、読み上げてさせていただきます。

A氏が3年後を目途に林道を建設する計画を立てていたところ、B林業者から1年以内に林道を建設すること。もし、1年以内に建設しないときは返還してもらおうとの条件付で建設費用の全額を寄附すると申し出があった場合、その寄附を受けると、A氏が条件、つまり約束を守らないときは寄附を受けたお金を返還しなければならない義務が生じます。この寄附は負担付寄附になり、議会の議決が必要になるということになります。

というふうな例があるようでございます。

ならないものというふうにあるんですけども、それにつきましては、用途を指定した寄附、例えば学校用地を寄附するという場合の寄附でありますとか、それから、遊園地にするなら寄附をするが、そうでなければ寄附をしないと、そういうものについては、この部分には当たらないものがあるようでございます。非常に難しいことございまして、説明がうまくできたかということが不安でございますけれども、そういう事例があるようでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 6条については、いろいろ難しそうですが、5条について、いまままで、徴収金をなくしたとか、支出負担、過去にそういった事例がありましたか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 水道に関して、私が記憶しているところでは承知をしておりません。ございませんと思いますが。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

○議員（4番 桜下 善博君） 公営企業に移行するということですが、やはり、町民の皆様の間は水道料金の値上げの問題と思うんですが、先日も質問をさせていただきましたが、当分の間は値上げは考えてないということでありましたが、その値上げをする際の、例えば根拠というんですが、会計が2年、3年するとを検討するとか、あるいは赤字金額がこれ以上ふえると水道料金の値上げについて検討するとか、そういう、基準というか何というか、ありますか。

とにかく、水道料金の値上げについて皆、上げやすくなったんじゃないかという声もあるんですが、それについてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

収入等をここまで減ってきたからとか、そういった部分での基準等は今のところ考えておりません。

が、公営企業等に移行いたしますと会計のシステムも変わってまいります。複式簿記、そういったものを取り入れていく関係上、入ってくるお金、出ていくお金、そして資産ということもひくくめたところでの収支ということになってくるかと思えます。そういったものについては、年に2回報告をするようになっておりますし、そういった部分で明らかに運営等が厳しくなってきたというところの判断はあろうかと思っております。

ただ、今のところ、水道料というものについて、どうこうしていきたいという考えもございませんので、そういった部分が出るようでしたら、また皆様方のほうへお諮りを、議会のほうにもお諮りをさせていただきながら、決めていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この条例に直には関係ありませんけれども、吉賀町の本管の中で、40年を過ぎた施設というのは何%ぐらい占めているのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 今の質問にお答えをいたします。

詳しく、私自身承知しておりません。ただし、昭和40年代、50年代のころの施設の施設の新設等が多くありますので、基本的には、大体そのあたりの施設が多くなっております。ただし、統合におきますところでの施設の整備等は行っておりますので、浄水施設、それから、井戸等の水の管理の施設的には非常に新しいもの、最新のものとございますけれども、御指摘でありましたように、本管につきましてはそのあたりの年齢の経過したものがほとんどを占めるのではないかとこのように考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 消火栓の接続をしてある本管で、まだ40ミリのもの等が確かにありますけれども、そういうものをいわゆる消防のほうからの要請ということでサイズを上げるような工事が発生した場合、その負担をするお金というのは、吉賀町でいえば、一般会計からお金が入るといふ、理屈で考えてもよい制度になつてゐるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

消防サイドの施設の整備というふうになろうかと思えます。

こういうことになりますと、どうしても給水という、我々が本来、家庭に給水するという部分

からは少し趣旨が変わってまいります。そういたしますと、やはり、消防サイド、総務課サイド等の資金をいただいて整備をしていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。基本的には、そういった負担をいただくことになろうかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 通常、ほかのところの者の要請で事業等をする場合に、かかった費用全部を負担をしてもらえるわけではないというふうに思っていますけども、それは水道でいえば、本管の程度そのものが悪いというような状況がある場合と思いますが、全部が、いわゆる要請された側の工事費等にかかる全てのお金が負担金として入ってくるわけではないというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをします。

当初、計画をしている段階での整備になりますと、こちらの事業主のほう負担をし、整備をしているところでございますけれども、径の大きくする部分等につきましては、確かに応分の負担等は出てくるかと思えます。つまりは管路自体を変えていかないと、なかなか、その本来の趣旨の性能を発揮することができないとするならば、そして、そこに給水すべき家庭等があるならば、そういった部分も含めて、双方で、案分なり負担を分け合うということは出てこうかというふうには考えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終了いたします。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第79号吉賀町水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第80号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第80号吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、本件についての質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第80号吉賀町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第81号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第81号吉賀町下水道使用料審議会条例の制定についてを議題とします。

本案についての質疑が保留してあります。これを許します。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この審議会ですが、8名ということですが、この下水の利用者が、結局、町内で下水の通じてないところもかなりあると思うんですが、この利用者のみでなしに、下水の当然、赤字になれば一般会計からも出るんじゃないかと思えますけれども、その辺のことを利用者でない方も審議会に入れる可能性はあるのかないのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの質問にお答えをいたします。

条例の趣旨にいたしますと、審議会員は委員が8人以内の者をもって組織する。2項といたしまして、委員は吉賀町内に居住する者のうちから町長が選任し委嘱するというふうに書いてございますので、地区ということにこだわるのではなくて、広く町の中からというふうに理解をできますので、そういった部分についても対応できるのでないかというふうに考えますが。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第81号吉賀町下水道使用料審議会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第82号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第82号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第82号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第83号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第83号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第83号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第84号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第84号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第85号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第9、議案第85号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第85号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第10. 議案第86号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第86号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についても質疑は保留してあります。これを許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第86号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第11. 議案第87号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第87号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第11、議案第87号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前9時49分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### 日程第12、議案第88号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第88号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、議案第88号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第89号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第89号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、議案第89号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14. 議案第90号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第90号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第14、議案第90号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第91号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第15、議案第91号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第91号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第92号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第16、議案第92号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。

質疑はありませんか。

3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 420万3,000円、これ修繕料ということですが、この水道の修繕については、結構、金額は張ってるような気はするんですけど、この332万8,000円の修繕費についてですが、これは専門業者とか、いろいろ、そういうあたりになると思いますけど、この金額は入札ですか。それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） この工事につきましては、規定水圧が出ないための増圧の工事でございます、加圧ポンプを設置するというものでございます。

基本的には、入札をしたいというふうには考えておりますけれども、場合によっては緊急、やむを得ないという工事として取り扱いさせていただきたいとも考えておりまして、協議はしていきたいとは考えておりますが、基本的には300万円何がしかの金額でございますので、入札をするのがいちばんいい方法ではないかと考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） このたび332万8,000円は入札ですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） この332万8,000円の修繕工事につきましては入札をしたいというふうに考えます。

施設修繕料の87万5,000円につきましては、高尻簡易水道の伊勢原浄水場、きれいにしました水を配水池に送水するという、そこで幾ら送ったかという、確認するための送水メーターの修理でございます。修理といいましょうか、壊れておりますので、それを新しいものに交換するという工事でございます、これにつきましては、少額ということもございますので、随意契約等を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

はい。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第16、議案第92号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 議案第93号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第93号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第17、議案第93号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第94号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第94号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第18、議案第94号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 議案第95号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第95号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。

質疑はありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 領家旅館の関係でございますが、2,500万円と貸し付けがありますが、このことについてお伺いしたいと思います。

参考資料の12ページに、サンエムのほうの長期事業の収支計算書というのが出ております。

収入合計が毎月、賃料収入というのは家賃かと思えますけれども、386万4,000円。で、収入が同額ですが。支出のほうが、合計が372万9,000円で、最初二、三年は黒字、ずっと途中からマイナスというようなことになりまして、12年度、説明では119万4,000円の累計の赤字が出るようになっておりますけれども。

2,500万円の貸し付けをして、15年間の貸し付けとなっておりますけれども、この6年度からずっと累計で赤字が出ておりますが、この辺の赤字というのは、この第3セクターの中で、運営というのはどのようにいっていかれるのかどうか。それで、もし、今朝の質問でもありましたように、賃料収入も1部屋が2万3,000円というようなことですが、この賃料収入、部屋代を少し上げたら、この累積とか収支、毎年の。例えば、5,000円上げても、かなりな部屋もありますので、毎月、このようなマイナスが出るのじゃないかと思えますが、そこの辺を2点ほどお願いしたいと思えますが。

○議長（安永 友行君） 企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 中田議員の質問にお答えいたします。

まず、資料のほうですが、先般行われました全員協議会の資料の12ページということで説明させていただきます。

まず、その資料の中のものに戻っていただきまして、6ページをお開きいただきますでしょうか。

現在、町が、もともと、サンエムからの要望につきましては、損失補償をしてくださいという要望が出ておりました。このときに、サンエムで計算している金額は2,500万円を借り入れて、15年間で返すという予定でございました。

その後、町の対応についてというところで述べさせていただきましたが、地方公共団体が損失補償をするのは適当ではないという判断から、吉賀町から貸し付けるということで、サンエムと協議をしたところでございます。貸し付け予定金額は2,500万円。償還の方法が12年間、毎年度元金均等返済ということに、今、予定としております。

今度、また、済いません、12ページに戻っていただきまして、現在、計算によりますと、収支は償還の期間、12年間は、累積でマイナスになります。13年目以降は償還がなくなりますので、その分はプラスに転じるのかなと考えております。

この資金計画自体、サンエムが2,500万円を15年間で返す予定であったところに、吉賀町へ償還した場合はどうなるかというのを入れかえたものでございまして、もともと複式簿記でつくられていたものを簡易的に200万円なり、300万円を当てはめたものでございます。したがって、まだまだ修繕料とか総事業費も含めて、未確定なところがございまして、これがそのままマイナスになるのかどうかというのは、今後また協議をしていきたいと思っております。

場合によりましては、償還期間を13年なり14年なりにして、マイナスが出ないように協議をしながら調整していきたいと、今は考えているところでございます。理想を言えば、12年間で返していただければ一番いいのですが、事業費等によって、ちょっと変動するところがあるということを御認識いただければと思います。

それと家賃の件につきましてですが、家賃につきましては、サンエムのほうで借主と協議して決めていくところでございますが、サンエムとしましては町周辺のアパートの賃借料等を含めながらシェアハウスという特殊事情もございますので、この予算でやりたいということで、今はサンエムのほうからは報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 貸し付けが2,500万円で、サンエムさんのほうは、当然、無利子で大変喜んでおられるかと思えますけども、実際には、町のほうとしては、一般会計の予算書にありますように、町債を起こして借りるというようなことになっております。

実際、銀行からの借り入れでやるんじゃないかと思いますが、そうすると、町のほうには、当然、金利を払うことになると思うんで、できるだけ、その家賃を上げて、早く戻してもらおうというほうが、町のほうの負担が少なくなるんじゃないかならうかなとは思いますが、そういうところはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今の、この2,500万円の貸し付けに関する財源というのは、ふるさと創生基金を充当するようにしております。町債で充当する予定は現在のところございません。

したがって、利子も発生しないというものでございます。

で、よろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 総務課長、11ページのあそこの財源のところと今との予算の関連、説明してあげてくれん。できる。できん。

○総務課長（赤松 寿志君） できます。

○議長（安永 友行君） 総務課長のほうから5番、中田議員の質問の内容について説明していただきます。

○総務課長（赤松 寿志君） 11ページの企画費の財源内訳のところ、町債1,030万円と、繰入金の1,341万7,000円というのがあろうかと思えます。

この中身について説明しますが、町債の1,030万円につきましては、過疎ソフトの増額です。これに当てる事業はUIターン促進事業に1,000万円。萩石見空港の利用促進の負担金



に30万円。これに充当します。ですので、歳出は今回、発生しません。既に計上をしている歳出予算に対して財源の組み替えをするという意味ですので、今回の補正の歳出のほうの予算は発生しません。その繰入金のほうは、今回のサンエムの貸付金に2,500万円充当します。

一方で、UIターン対策を1,128万3,000円減額をします。それから、萩石見空港の負担金を30万円減額します。これを差し引きしますと、ふるさと創生基金の繰り入れ金が1,341万7,000円というものでございますので、今回、財源の組み替えをやっていますので、歳出予算が必ず発生しなくても、歳入のほうが動いているような、これは全てにわたって言えるんですけども、地方債とか、そこの基金の繰入金はそういった形で、歳出予算はなくても歳入だけが財源の充当を変更している関係で、そういったところが発生していますので、すんなり、見ていただけないんで、わかりにくいところあるかもしれませんが、そのように見ていただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 大体わかったようなあれですが。

どちらにしても、家賃、近隣とか、いろいろあるとは思いますが、この償還の年数等、いろいろあるかと思いますが、部屋数もいろいろ、面積も違いますし、部屋の均一の2万3,000円かどうかわかりませんが、少しでも家賃のほうを上げて、早く戻してもらおうというほうが理論上はいいと思うんですが、そういうふうに指導をしていただいたほうがいいんじゃないかと思いますが。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の家賃の上げてという話でございましたので、それに関連をさせて質問をさせていただきます。

この全員協議会の資料の12ページの収支計算書がございますが、これで修繕維持管理費が初年度から30万円、2年目から40万円、50万円と上がっていくようになっております。

改修してすぐに、どの程度の修繕が発生するかは十分わからない面もございますが、この修繕費を少し抑えて、初年度は10万円、2年目からは20万円、4年目から30万円というような形で、10年目ぐらいからは、この収支計算書のように計算をいたして、さらに先ほど御答弁がありましたように、返済の期間につきまして、13年にすることもするという御答弁もありました。

それにあわせて収支を、計算をいたしますと、今のままの家賃収入でマイナスが発生するのは、12年目に少しマイナスが発生をする程度でやっていけるというようなこともございますし、家賃をもう少し下げても、累計でいきますと、13年目になれば、累積の収支としましてはプラ

スになるというような計算もできますので、家賃を上げてというよりも、今、七日市にサンエムさんのほうでアパート経営をしていただいております。そこが2万円でございますし、それから、別の六日市でアパートの建設中のところもございますが、そういうところの家賃等もございますので、そこら辺との兼ね合いのことは、先ほど御答弁ありましたけども、修繕をしたところで、しかもシェアハウスという形態をとるという中では、家賃を上げるということは好ましくないというふうに、私は考えますが、先ほどの御質問とあわせて御答弁を願えたらと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、この12ページの表の中の修繕維持管理費というところでございますが、これは初年度から30万円という計上をされておりますが、現在の段階では、まだ、改修中でございますので、未知数の数字となっております。

サンエムと協議していく中では、これぐらい必要ではないかという最大の数字を上げているように、今、安全面で考えているところでございますので、先ほど言いました、この累積赤字が軽減できるのは、基本的には、ここの修繕維持管理費をいかに抑えるかというところが一番のポイントになってくるのではないかと考えております。家賃につきましては、先ほど、議員の質問の中にもありました近隣のアパート等いろいろ勘案しながら、サンエムのほうで今、決定しているところでございます。

質問にありました、今のサンエムのほうは、もう1つ、サンハイツの経営も行っておりまして、ここは現在、黒字が続いている状況でございます。先ほど、5番、中田議員の質問にもありましたが、資金、マイナスの部分は、そこと調整しながら運営をしていって13年目からは黒字となるように考えて協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まず、5ページの4月1日と9月1日の契約内容を、少し説明をしていただきたいと思います。

それと、このたびの改修工事で、耐震もあわせてやるのかどうかということもお聞きしたいと思います。

それと、定住ということで、人口対策にもつながる事業だと思うんですけど、この契約というのが、貸し付け契約というのが12年というのは余りにも長い。そこまで、我々が、本当に、税を使う関係で、補償できるのかという、少し心配があるんですけど、その辺のところの説明もお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 庭田議員の質問にお答えいたします。

まず、持ち主さんとの契約、今のサンエムとの契約でございますが、持ち主様とは、この4月1日に土地と建物を賃貸借契約するという事で契約を締結しております。目的は宿舍及び事務所の用途として使用するということにしております。貸し付け料は年額10万円でございます。改修工事等も行うということで、契約をしておるところでございます、契約期間は1年満期の双方、特段、申し出のない限り、自動継続という契約になっております。町とサンエムとの契約もそれに基づきまして、自動継続ということで貸して、寄宿舍、もしくはシェアハウスに改造をして利用するという事で契約をしているところでございます。

もう1つが耐震ですが、ちょっと建築基準法のほうを読まさせていただきますと、建築基準法の施行令でございますが、第46条の規定で、木造の場合、3階建、もしくは500平米を超える場合は、耐震診断をするということになっております。

それ以下の場合は、在来の軸組み工法を想定して、構造体力上の安全を確保をするために、梁や柱が一定の量、要するに立方メートルというんでしょうか、一定の量をクリアすることが義務づけられておりますので、そのことにつきましては、現在、改修中の工事で十分、耐震は考慮しているところでございます。

それと、今の償還の期間でございますが、サンエムのほうから15年間という償還の損失補償の要望が出たところでございますが、先ほど、5番議員の質問にもありました起債をする場合、過疎債等の場合は、大体12年償還というのが通例になっておりますので、これを適用することがいいかどうかは、ちょっと疑義ありますが、それをもとに12年ということを設定させていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 耐震はそれで、今の課長の説明で基準に満たされるんだと思いますけど、その契約が、町と所有者とも1年、町とサンエムとも1年、そして貸し付けは12年ということになりますと、もし途中で、こういうことを想定していいのかどうかというのは疑問なところがあるわけですけど、サンエムさんがその契約を破棄するという事も1年でも、2年目でも、3年目でもできるわけですよ。そのときの後始末というのは、どういうふうになりますか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） この施設につきましては、いろいろあつた建物としては立派なものをそのまま朽ちさせるのはもったいないということで、いろいろなところから活用したらどうかという声が出ておったわけです。

そうした中で吉賀高校の寮とか、いろいろな問題あって、できたら、あそこをお貸しいただきたいと、先々では町が買い取ってもというような思いで交渉をさせていただきまして、今の領家さんのご親族というのは8名いらっしゃるそうで、その中の、一応宮内さんが代表で、皆様方の7名の方にいろいろ協議をしながら窓口となってやっていただいております。当初、保健福祉課、それから教育委員会と、窓口は転々としたわけでなんですけれど、そうしたことを話しながら、一時、領家さんが今、入院されておられるようなんですけれども、元気になられたということで、いろいろ心配されて、町に貸すんなら安心だからということだそうなので、私どもとすれば、先々は譲っていただきたいというところから始まっております。

そうした中で、3セクでどうなのかということをございますけれど、これはいわゆるエポックにしても農業公社にしても、3セクが先どうなるかということになりますと、やはりこれは町が絡んだ問題になりますので、議員がおっしゃいますように、それじゃ1年の契約になつるといような、とりあえず1年でやっていく契約ではしておりますけれど、十何年もするということになる、果たしてそれがどうなのかということがございますので、単年度、単年度で更新しようということしております。ただ、サンエムのほうにおきましては、やはり長期でお金を借るわけですから、長期で返済していくほうが経営的には楽なとうことで、一応、今、話し合いの中で12年ですか。

サンエムといたしましても、返済していくのに、やはり、それだけの収入がなきゃなりませんし、そういった中で、いわゆる長期で返済すれば、月々の返済が少なくて済むというようなところから来ているわけで、サンエムがそれじゃ1年で契約放棄をするかどうかということなんですけれど、やはり、大株主が町でございますし、そうした中で役員として私も入っておりますので、そういった契約を1年でという、それは相当大きな事業をやって、損失が出て、サンエムそのものが清算しなきゃならないというような状況が出ればですけど、そういった事業もやっておりませんし、ほとんど指定管理のもの、独自でやっておりますのは、今のサンハイツという七日市の住宅でございます。

これも六日市病院のほうから、私が就任する以前から何とかしていただけないかと。寮をやめるときには、更地にして町に返すということの契約になってますんで、空いてたわけです。2棟空いてたんで、2棟引き取ってくれないかということは前からあったそうなんですけれど。私が就任してから、無料でいただいて、地元の方にいわゆる倉庫にでも使っていただければというような思いで買った中で、サンエムのほうで1棟ほどアパートにしよう。当時、1,000万円ほど借り入れをしてやったわけなんですけれど。とても、2棟まで、そういったことをやるまでの度胸はなかったから、1棟でやったわけですけど、結果的には成功であったわけでございます。

そういったところで、今、もう1棟について、ヨシワ工業のほうへこれをお貸しておるとい

状況ですけど。そこが固定資産税が30万円ぐらい入ってたんで、30万円の貸し付けでやっておるわけです。今回は領家旅館を10万円ぐらいということなんで、固定資産税とはほとんど低いで、一応10万円でお貸しできないかということで、それはいいでしょうということなんで、町がお支払いする金はサンエムから町のほうへ入れていただくということにしておるもので、そういった金額になっておるわけです。

単年度、云々というのは、今、言いましたように、町が絡んでありますので、サンエムの社長の意思だけで、1年でそれじゃやめたんだということにはならないというように思っておりますし、今の家賃についても長期的な返済を考えた場合は、やっぱり2万3,000円をいただかないと、やはり返済するまでの期間、管理費とか修繕費が一応見てありますけれど、どうなるかわからん不安定要素があるので、一応、家賃もこれぐらいはないとということで。

ちなみに七日市の寮につきまして、今、2万円で入れてるわけですけど、新しい方からは今、2万2,000円ぐらいいただいております。新規に入る場合は。ということで、少し上げておりますんで、その点は先般、企画課長が説明しましたように、それほど、家賃的には高く設定しておりませんし、サンエムとすれば支払いできる程度の家賃はいただかないとということなんで。

これで何とかやれるんじゃないかならうかというところで、町としてもそんなに、サンエムが利益を上げてということでも、3セクのいわゆる収支から言いますと、そのぐらいの設定にさせていただいておりますのでございますので、将来についての御懸念は3セクをどうするかという状況が出てくればですけど、現状、町の施設の指定管理をやっておるので、とんとんの収支。今のサンハイツと、できたら、このシェアハウスとで幾らかでも人をふやして、またあその事業が展開できるようなことを考えようということでやっておりますので、御懸念には及ばないんじゃないかならうかというようには考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、町長の説明がありましたけど、ああやって、町中で本当に古い建物で、歴史的な価値があるかどうかはわかりませんが、それはそれとして、古い民家を活用して、町の活性化につなげるということは非常に大切なことだと、私は思っております。

バブルのころは、スクラップアンドビルドで、壊しては建て、建てては壊しがはやったわけですけど、今、そういう時代ではありませんので、ぜひ古い、活用できるものは活用して地域の活性化につなげていくのが妥当だと思っておりますので、別に、この件に関して反対しておるわけではありません。

それで、1年ということが出ましたけど、これを、サンエムを指定管理者にするという契約でよろしいんでしょうか。どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回の、この事業の事業主体はサンエムでございます。

町から指定管理を出すという性質のものではございませんので、改めて申し添えておきます。

それで、今の1年契約という件がございますが、いろいろ条項がございますが、今の、いわゆるサンエムとか、持ち主の方から申し出があった場合の条件とか、町が申し出た場合の条件とかの条項にいろいろ書いてありますが、例えば、相手方から申し出があった場合は、そのまま返すよとか、そういう形等ございますので、先ほど、町長が言いましたように、その以前として、いろいろな経過の中で契約しておりますので、はい、あしたからやめたということはないように信じているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 先般、この議会で、一般会計に入る前にシェアハウスの話ですけど、町長にお聞きをしたいんですが、建築確認の許可がないうちに着工したという報道がありまして、一般会計の前に動議を出して、一連の説明を企画のほうからお聞きはしたんですけども。

いわゆる、こういった事例が、過去にも、七日市小学校のときも事前着工という話がありまして、町民の人から許可申請の看板がないのに着工しとるよというような話があり、最後にはいろんなことで、いろいろもめたわけなんですけども。

それは、それとして、同じ町内の行政ではありますけど、今回もこういうことが起きたということで、私が懸念するのは、今後のことも含めて、今回、前回もみろくのことでも伊藤設計のようなこともありまして、きょうも町村が損害があったというようなことも起きておりますし、要するに、ペナルティー制度とか、そういう指名停止とかいうのは、町長もペナルティーまでは言われませんでしたけど、先般、そういう指名、延期とか、停止とか考えんにややれないかもしれないということ、ほかの方の質問の中で言われておりましたけど。

ほかの、許認可とった建築屋さんに限らず、土建屋さん含めて、指名を受けて請負業者される方が、あんなずるいことで地元、地元って言うだけやったら、私らもそういうことをやってほしいなど、文句言われとうないわという声が結構あるわけなんです。

ていうことになれば、やはり、今回、町も直接、発注者じゃありませんが、貸付金2,500万円もする、しかも直接の発注施主はサンエムになるわけですけども、そういう業者さんも、民間、我々がものを頼んでも、自分の住宅つくっても確認申請がきちっとおりてからやってくださいねというようなことは、普通、周知の上、承知しておるわけですよ。その辺が怠ったから、こういう現実が起きたんであろうというふうに思いますし、過去の伊藤設計のことも、

固有名詞出しちゃいけません、みろくのことも含めて、こういうことがまたまた起きたら、余りいいことで新聞に出る、ないですから、もっといいことで新聞に出るようなことをしてほしいと思いますし、町にとっても、町民にとっても、不信感も起きてきますので、その辺のところを、今後、町長、どういうふうに対応されるのか、お考えを聞きたいと思う。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 一般質問のようなことなんでございますけれど。

以前、産業課で所管しておりました林道が非常に年度をこしてといたしますか、いわゆる出納閉鎖期間をこえてできなかったということがあったんで、町内業者ではございますけれど、一時期間ほど、私どもとすれば、指名を御遠慮させていただいたということがございます。これにつきましては、町に被害があったということで。

また、先般の老人ホームにつきましては、一部事務組合のほうで、損害があったということで、そちらのほうでやっただと。今回はサンエムのほうで発注された、これはいわゆる設計業者でございますけれど、設計業者、または施工業者、サンエムでやられたこととございますので、町が大株主とはいいいながらも、御批判が町のほうにくるわけでございますけど、町の名誉なことではございませんけれど、どうなのかということでございますけれど。

吉賀町発注の工事が、そういったことで、たび重なることがあれば、当然、町としてそれなりことはさせていただきなきゃなりませんけれど。今回につきましては、いわゆる3セクでございますので、指導責任はありますので、そういった指導はきちんとしていくことは、このサンエムだけではなしに、農業公社なり、エポックかきのきむら等につきましては、きちんとした指導はしていかなきゃいけない。

今回、これ、どうなのかということでございますけれども、やはり、どこからがスタート、着工なのかという部分が、きちんと、何もないとところからつくらなければですけど、古いものをせせるわけでございますので、いろいろ、中をやっている中で、いわゆるサッシが入ったということで、ちょっといき過ぎですねということであったというように聞いておりますので、サッシが入ってなかったら、別に問題はなかったというようなこともあるわけでございますので。

やはり、ああして、いろんな建築工事が多いので、また工期が決まっておるので、どうしても施工業者にしても、設計業者にしても、あせりといったものが出てきたんじゃないかというように思いますけれど、いずれにしても、そういったことが重なれば、やっぱり検討はしていく必要はあるというように思っています。

○議長（安永 友行君） 関連。（「関連じゃないです」と呼ぶ者あり）

違うなら、ちょっと休もうかと思ひよる。

休憩します。ここで10分間。その後、お願いします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般会計補正予算の質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先ほどの、領家旅館のことで、もう1点、収支計算書で、リース料が40万9,000円というのがありますけど、7年間。あれは何のリースでしたか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

表にございますリース料でございますが、主に共同で利用する冷蔵庫等の電気製品、エアコンのリース料となっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 補正予算の12ページのずっと下のほうですが。臨時給付金です。民生費の。あの2,850万円というのがありますが、これはもう支払っておるのか、支払っていないんですか、いつごろ返すのか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えをします。

この1年間を総括して答弁をさせていただきます。

まず、6月に高齢者向けの給付金を予算の中で出させていただきました。これは1人当たり3万円ということで、支給対象件数が1,206世帯、今、済んでおります。該当は、予算では1,445世帯を見ておったんですが、今の給付状況、1,206世帯です。

今度、9月1日に障害遺族年金受給者向けの給付金がありました。これも補正でつけさせていただいたんですけれども、これは支給額1人当たり3,000円ということで、現在まで1,904人を対象としまして、1,471世帯を給付をしております。もう1件、そのときに障害遺族年金受給者向け給付金として3万円のものもあるんですけれども、これは45世帯が対象で、これは45世帯全て給付をしております。

今度、新たに出てきたものが、今回補正で上程をさせていただいたものでございまして、これは10月の20日に、厚生労働省の援護局長から出てきたもので、臨時福祉給付金で、これは経済対策分です。消費税の3%に該当するものの延長線上にあるというふうに理解をいただきたい



たらと思うんですけども、これは新たに出てきたもので、現在、受付をしているんですけども、当然、年度内に全てをお支払いすることは、多分無理だろうと。国もそういうふうに説明をしておりますので、最終的には3月31日を待ってみないとわからなんですけども、繰り越しをしても、当然いいと。大都市においては、ほとんどが繰り越しをするということになってます。

ということで、全く新たなものですから、ことし、結局、給付金関係で3本出てきたというふうに御理解をさせていただいて、これについては全く執行していないものというふうに御理解をいただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 予算書は21ページ、資料といたしましては、11月24日の全員協議会の説明資料で、一番最後のページにあります大野原のグラウンドゴルフ場の建設の関係でお聞きをいたします。

この絵を見ますと、何種類かの樹木が植樹されるか、また既存のものを利用するか、ちょっと定かじゃありませんが。そのときに、今、真田のポケットパークに何種類もの木、いわゆる六日市寄りのほうですけども、ありますけども、相当に大きくなって、管理そのものも、間で剪定、伐採等もしていただいておりますけども、中には虫がついて、虫というのは木虫ですけども、状態的によくない年もあったりします。

そういうところと、それから、これは川に面しておりますて、反対側からの景観、または今の、山側のほうは舗装した町道となっておりますが、そういうところから後々の管理と景観、その両面から樹種等をどのような検討をされたのか、これからどうしようとしておられるのかという点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

大野原のグラウンドゴルフ場でございますけども、ここは御承知のように現在もグラウンドゴルフ場として利用されております。

それで、この計画を立てる中で、地元の愛好者の方々と、いろいろ協議をさせていただいて、この計画を作成をさせていただきました。その中で、木のことも、今、議員御指摘のように、いろいろお話をいただいたところでございます。新たに植栽する樹木はございません。既存のものをどうするかという判断で、中には一部伐採をして最終的に残るのが、今、この絵の中にあるものが残るといった形でございます。ただ、どうしても図面上での話でございますので、実際にコースをつくる中で、また、多少の変更は出てくるのかなというふうには思っております。

私の個人的な見解で言いますと、先ほども真田グラウンドの話であったりとか、今、蔵木のグ

ラウンドゴルフ場の件とか、いろいろ考えあわせますと、やっぱり落葉樹があるというのは、なかなかコース自体の管理に支障を来すという部分もあるわけではございますけども、ただやはり、グラウンドゴルフをやる上では木陰もほしいといった御要望もあるわけではございます。そういったところで、大野原のこのグラウンドゴルフ場につきましては、地元の方といろいろ協議して、今、この計画を立てたということでございます。ただ、工事の中で、現場で見ながら支障が出るようなものがあるという判断をすれば、また地元の方とも相談をさせていただいて、若干の変更は加えることはできるのかなと思います。

それから、管理でございますけども、現在の大野原の施設全体を施設管理に出しておりますので、将来的に、これも含めた形で指定管理のほうへ出して行って、管理をしていきたいと思っておりますけども。いずれにいたしましても、利用者の方とか、その管理面とか、いろいろ考えながら、樹木の関係もこれから対応してまいりたいというふうには思っておりますけども、現状は一応この形で発注をさせていただきたいというふうにあります。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 14ページの010の保育所運営費負担金ということで、3,454万4,000円が上がっておりますが、この間の説明ではゼロ歳児、1歳児がふえたということで、それに伴う負担金ということなんですが、たしか、私の認識では、自然出生が年間約50人弱というふうに認識をしておるんですが、これはゼロ歳児は幾ら、1歳児は幾らというような、人数もなんですが、負担金の金額というのがあるのでしょうか。それとも、何人ぐらいゼロ歳児、1歳児がふえたのでしょうか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

まず運営費の増加理由は大きく2点ありますので、まず1点目から御報告申し上げますと、今年度、人事院の勧告によりまして、国家公務員の給与改定に伴う保育単価が増額になりました。公定価格が増額になったという表現を我々はするんですけども。そのことに伴いまして、1月1日から施行される部分も、今回乗せているんですけども、4月1日に遡及適用されますので、その部分を今回乗せております。これは、1%程度増額になってます。

それから、もう1つは保育運営単価の増額なんですけども、これも保育料・保育単価増額による増額分と、それから、保育料無償化によりましてゼロ歳と1歳児の途中入所の増加が非常にふえています。要は吉賀町の場合は、保育料を無償化にしているということで、ゼロ歳児、未満児以下が75%ぐらい入所しています。これは県下の中でも突出した数字なんですけれども、小さいお子さんで言いますと、六、七カ月、3カ月ぐらいから出るお子さんもいます。一般的には1歳、10カ月から12カ月ぐらいから出てくるんですけども。そういったことで、年度途中で入っ

てまして、この大きな2つによるもので、今回、増額をさせていただきました。

今後の増額分を含めて申し上げますと、柿木保育所に1月1日にゼロ歳児が1名入る予定になってます。それから、双葉保育所で、1月1日と3月1日に3歳児と5歳児と1歳児が入る予定になってます。合計3名、今、予定されています。それから六日市保育所が3月1日にゼロ歳児2名が入る予定になっています。七日市保育所が1月1日にゼロ歳児1名が入る予定になってます。

なぜこんなことがわかるかといいますと、結局、育児休業の期間が1年、もしくは1年6カ月になりますので、お母様方は早めに保育所に入れたいのということで御相談があるものですから、そういった数字を見込んで、今回3,500万円何がしかの金額を増額をさせていただきましたということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 今の件で関連でお聞きするというか、質問なんです。

実は町内の保育所でも年長、年中が、いなくて、ゼロ歳児、1歳児、要するに年少だけで入所しているという保育所もあるように聞いてますし、また、あると思いますが。

そこである保育所の話をお聞きしますと、保育所の運営をするために、やっぱりゼロ歳児、1歳児をどんどん入れることによって、何とか運営ができるので、言葉は悪いんですが、大きいおなかの女の方を見られたら、もうすぐ、私のところの保育所に来てくれとか予約してくれとかいうように、ある意味では何かゼロ歳児、1歳児の加入というのがますます過熱するような気がしております。

当然ながら、ゼロ歳児、1歳児を入れることによって保育所の運営が安定するということは、それぞれの保育所が企業努力をされてやられていることで、それに対して批判をするものでもありませんが、何かしらゼロ歳児、1歳児を入所するのに過熱気味になっているような気がしておりますが、どうようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えをいたします。

非常に難しい問題なんですけれども、先ほど、教育次長が個人的な見解というふうに申し上げたんですが。私も担当課長として申し上げる部分と個人的な見解というふうに申し上げる部分をあわせていいますと、やはり、子育てという考えから申し上げれば、余り小さいうちから保育所に、集団保育に入ってくるのはよくないというふうに思います。免疫がなくなるのが10カ月から12カ月ぐらい、遅い子だと1歳6カ月ぐらい。

そういう状況のお子さんが、いきなり保育所に入ってきますと、保育所は雑菌の嵐ですから、

海ですから、その中に入り込んでくると、やはり洗礼を浴びて、8カ月から9カ月の子どもさんたちは、ヘルパンギーナとかそれからアデノウイルス、もろもろのウイルスを、3カ月ぐらいはもらって、月に1週間から10日ぐらいしか、結局、保育ができない状態でほとんど休んでる状態です。

1歳2カ月から1歳6カ月ぐらいを過ぎると、免疫が出てきますので、きちんと入ってきても、保育所を休まないというようなこともできるんですが、そういった状況の中できちんとした保育ができるかというそれは、なかなか、そうはいかないので、育児休業が延ばせるのであれば、そういった方法もお考えいただくということがいいのじゃないですかということは、我々は子どもさんの命のことを考えてそういうふうには言ってます。

それから先ほどの勧誘の話ですけれども、これはやはり保育単価が未満児は高いですから、未満児が3人いる場合と、それから年長児が6人いる場合だと、同じくらいになるわけです。ですから、未満児がいたほうが、保育所の運営はいいんですけれども、今までそういう入所調整をしてきませんでした。入所調整をすることが、余りよろしくないというふうな風潮があったので、特定の保育所に集まったり、それから特定の保育所がいっぱいになったので、今度入ってくる小さい子どもさんたちが空いた保育所に入ってくるという状況が2年ぐらい前から生まれています。

今は、そういったことで飽和状態になってまして、145に、全体の定員を下げたことによって飽和状態になってますので、これを大きくするのがいいのか、それとも入所調整をするのがいいのかというのは、今、法律が変わったこともあって、少し考えさせていただきたいというふうな状況にありますので、今、議員がおっしゃいましたように、ゼロ歳から1歳の子どもさんたちに対して、妊婦さんに対してどんどん、どんどん、保育所のほうが勧誘をしていくという姿は、余りよろしい状況ではないというふうには思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 19ページの小学校整備事業費について、エアコン等の整備することですが、各小学校、夏の暑い時期にエアコン等、一斉に教室を使用するということになるとかなり電圧なり、そうしたことが考えられると思いますが、この各小学校、皆、電源については全部整備して、別に一斉に使っても問題はないというふうで、理解してよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） ただいまの御質問でございますけれども、電源の問題でございますけれども、当然、容量が不足いたしますので、今回のこの工事費の中にはその工事費も含んだものでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の分に関連してですけれども。

今、小学校のほうに暖房用のペレットストーブ等も設置をされております。

で、その真上に設置をしますと、いわゆるプラスチックでできている部分については、影響を及ぼしたりするということで、業者さんのほうが、最初の設計される段階の話ですけども、そういう場所、可能な限り、はずすように調整はしておられると思いますが、そこら辺の配慮については、どのようになっているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） ただいまの御質問でございますけども。当然、暖房器具が、いろんな形態で各学校ございます。その辺も、今、まさに実施設計をしている段階でございますので、その中で、今、議員が御質問ありましたような内容についても考慮して、実施設計を組みたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第19、議案第95号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20、発議第6号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第20、発議第6号後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

提出者に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第20、発議第6号後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続を求める意見書（案）を採決します。

この採決は挙手によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21. 発議第7号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第21、発議第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。提出者に対して質疑をしてください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、発議第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）に対する反対の討論を行います。

反対をするといいましても、地方議会議員の年金の制度につきましては、以前にありました議員の特別に優遇した制度がやめられて、今日に至っており、若い人たちが議員になろうとするときの一定の障害になっているということについて否定するものではありませんし、改善をしなければならぬという思いはあります。

しかしながら、この当議会におきまして、先ほどは後期高齢医療保険料の分の意見書（案）に対しては、賛成多数で可決はされましたが、ことし4月の消費税の10%への増税の問題なり、また議会での分にしても、本当に吉賀町民のことを考えて、これまで判断してきているのであれ

ば、この意見書案に賛成をしてもよいというふうに考えておりましたが、現状はそうならないという点から、議員の条件を引き上げていくという点に対して十分な理解を得られるという確信に至らなかったということで、私は、この意見書（案）に反対をせざるを得ないということで反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第21、発議第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を採決します。

この採決は挙手によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 陳情第5号

○議長（安永 友行君） 日程第22、陳情第5号吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉賀町交流研修センター利便施設・機能充実に関する整備陳情書を議題とします。

本件については、総務常任委員会の付託にしておりますので、委員会の報告を求めます。

2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） 総務常任委員会に付託されました審査された事項をお手元に配付しておりますので、読み上げて報告にかえます。

平成28年12月16日、吉賀町議会議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、大多和安一。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第153号、陳情第5号、件名、吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉

賀町交流研修センター利便施設・機能充実にに関する整備陳情書。

2、審査年月日、平成28年12月14日。

3、審査結果、採択と決した。

4、意見、優先順位をつけて、早急に対応をすること。

以上です。ただ、陳情書には載ってなかったのですが、文書にはしておりませんが、これを審査する中で、当該真田地区については風が非常に強い地区であり、だから常設の防球ネットが低いということがわかりまして、防球ネットのもっと高くとの要望も、利用者からはあるということも聞いております。

したがって、もし仮に、陳情書の中にもありましたが、照明施設を設置するようなことがある場合には、その照明施設の施設柱を設置する柱を利用して、手動でも上げ下げできるような、より高い防球ネットを整備することにより、付近の施設への危険性もなくなるのではないかなという意見も出されましたので、これを付け加えて報告しておきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第22、陳情第5号吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉賀町交流研修センター利便施設・機能充実にに関する整備陳情書を採決します。

この採決は挙手によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。

したがって、日程第22、陳情第5号吉賀町民真田グラウンド（よしかみらい）、吉賀町交流研修センター利便施設・機能充実にに関する整備陳情書は採択とすることに決定をしました。

---

### 日程第23. 陳情第6号



○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第23、陳情第6号立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事についてを議題とします。

当陳情については、経済常任委員会へ付託をされております。

経済常任委員会の報告を求めます。

5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、経済常任委員会より報告させていただきます。

平成28年12月16日、吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第154号、陳情第6号、件名、立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事について。

2、審査年月日、平成28年12月12日。

3、審査結果、採択と決した。

4、意見、周辺及び下流の住民の防災面から必要であると認めました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員長の報告が終わりました。

委員長に対しての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第23、陳情第6号立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第23、陳情第6号立河内川・幸地川の堆積土砂撤去等リフレッシュ工事については採択とすることに決定をしました。

---

#### 日程第24. 陳情第7号

○議長（安永 友行君） 日程第24、陳情第7号町道久保沖線の改良に関する陳情を議題とします。

本件についても経済常任委員会への付託となっております。

経済常任委員会の報告を求めます。

5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、経済常任委員会より報告させていただきます。

平成28年12月16日、吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第158号、陳情第7号、件名、町道久保沖線の改良に関する陳情。

2、審査年月日、平成28年12月12日。

3、審査結果、採択と決した。

4、意見、交通安全上、幅員及び路肩の確保は必要である。

離合できる幅員については、地域住民と協議の上、施工することが望まれる。除雪の際のトラブルは事前に町と業者で対応する必要がある。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員会の報告が終わりました。

これより、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第24、陳情第7号町道久保沖線の改良に関する陳情を採決します。

この採決は挙手によって行います。

なお、この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、日程第24、陳情第7号町道久保沖線の改良に関する陳情は採択とすることに決定をしました。

---

#### 日程第25. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第25、閉会中の調査報告について、お手元に配布のとおり、経済常任委員会より報告書が2件提出されております。

経済常任委員長からの報告を求めます。

5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、経済常任委員会より調査報告をさせていただきます。

平成28年12月16日、吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、中田元。

委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。  
記。

調査事件、件名、産業全般について。

2、調査の経過。

①、吉賀町の農業の現状と課題について意見交換会を開催。

日時、平成28年5月9日。これにつきましては、前回の折りに報告しておりますので、省略します。

②、耕作放棄地増加の対策について意見交換会を開催。

日時、平成28年11月21日、月。

場所、吉賀町役場本庁舎会議室。

出席者、農業委員会側、農政部会5名。広報部会1名。会長、会長職務代理者、事務局。議会側、経済常任委員4名。議長、事務局。

調査事件についての報告、別紙のとおり裏面をごらんください。

耕作放棄地増加の対策について。

現状、町内各地区共通の課題として農業従事者の高齢化、後継者不足等により、耕作放棄地は年々増加傾向にあり、特にB分類、再生不能地が急激に増加している。喫緊の課題として、耕作放棄地増加に歯どめをかけるために、今、何らかの対策を講じなければならない。

今後の対策。

①、現行の補助金制度等を町民に周知する。

1として農地、農業用施設整備事業補助金（水路の暗渠化も対象となっている）。

2番目として農作物等獣被害対策防止対策事業費補助金。

3番目に、町道、林業等の草刈りなど。

②、現行の補助金制度等の拡充を図る。

畦畔の改修について、コンクリート化も対象とする。

③、各集落に多面的機能支払制度。中山間地域等直接支払制度を積極的に推進し、集落の意識を醸成する。

④、現在、取り組んでいる集落を重点的にフォローし、全町的に拡大していく。

⑤、農業所得及び農業意欲向上のため、行政が主体となって特産品の開発を推進する。

以上でございます。（「続けてやっていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 続けてやってください。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、続いて、報告書を読み上げます。

平成28年12月16日、吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、中田元。

委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。

1、調査事件、件名、町内の危険箇所調査等について。

2、調査の経過。

日時、平成28年10月19日、水曜日。

場所、吉賀町内の道路、河川。

内容、現地調査。

出席者、委員長、中田元。副委員長、河村隆行。委員、桑原三平。委員、藤升正夫。委員、潮久信。

3、調査事件についての報告。

現況及び今後の対策については別紙のとおり、次ページをごらんください。

経済常任委員会現地調査状況。島根県の所管でございます。

路線名等、国道187号、所在地、幸地、丸井仮設工業付近。

現況、一部歩道がなく、路肩の高低差があるため危険である。

今後の対策、路肩に官地部分があるので、その中で歩道及び転落防止柵を設置する必要がある。

写真が取り付けてあります。裏面に写真の1番でございます。

2番目といたしまして、主要地方道、六日市錦線、有飯から九郎原でございます。

現況は、マンホール前後のでこぼこがあり、交通に支障がある。

今後の対策、路面と同じ高さに補修する必要がある。

3番目に主要地方道鹿野吉賀線。

所在地、注連川、重藤橋付近。

現況、一部、歩道がないため危険である。

今後の対策、用地買収を行い設置する必要がある。

写真番号は②でございます。次のページになります。

4番目に主要地方道吉賀匹見線、国道187号。

所在地、七日市、下七日市交差点付近。

現況、マンホール前後のでこぼこ及び路面沈下があり、交通に支障がある。

今後の対策、路面と同じ高さに補修し、オーバーレイ等を施工する必要がある。

写真番号は③でございます。

なかなか、写真も高低差が出ておりませんが、一応、こういうことでございます。

その次ですが、主要地方道、新南陽津和野線。

所在地、柿木、坂本付近。

現況、マンホール前後のでこぼこがあり、交通に支障がある。路面と同じ高さに補修する必要がある。

次に、高津川福川川。

所在地、柿木合流地点。

現況、左岸の護岸陥没により、危険である。

今後の対策、早急に護岸整備を行い、あわせて高津川の流れも変える必要がある。

写真は④でございます。

大きな干割れ等ありまして、大きく陥没してるところがございます。写真2枚載っております。

それから、栗木谷川、福川地内、林道からの流水により家屋の床下浸水がある。

今後の対策、治山事業等の必要がある。これは写真の5番でございます。

次に、高津川及びその支流の1級河川。

所在地、町内全域。

現況、河川敷に土砂の堆積、立木があり、水害の危険がある。

今後の対策、計画的に危険なところから対応する必要がある。

続いて、写真の後ろに、吉賀町の所管として、掲げております。

経済常任委員会現地調査状況。

路線名等、町道、初見河津線。

所在地、田野原、初見から金山谷間です。

現況、5カ所において、のり面の崩落及び倒木があり危険である。

今後の対策、早急にのり面保護の工事を施工する必要がある。写真番号1番でございます。

2枚の写真をつけておりますので、ごらんください。（「4枚」と呼ぶ者あり）4枚ついておりますのでごらんください。

町道田野原山線、所在地、田野原、樋口地内。

立木等により、通行に支障がある。

今後の対策、数十年に一度は立木等の伐採の必要がある。

写真番号2番でございます。

林道、河津折元線。

所在地、田野原、上高尻地内。

現況、路面の陥没2カ所あり、危険である。

今後の対策、陥没箇所は補修の必要がある。

それから、4番目でございますが、町道西ヶ原線。

所在地、沢田集会所付近。

現況、集会施設の前であり、路肩に防止柵等がないので、特に歩行者が危険である。

今後の対策、転落防止柵、または床版の設置が必要である。写真3番でございます。

集会所の真ん前のほうが、こういうような状況になっております。

続いて、町道六日市7号線等の中国自動車道の側道。

所在地、沢田地内ほか。

現況、立木等により、通行に支障がある。

今後の対策、計画的に数十年に一度は立木等の伐採の必要がある。写真4番でございます。

それから、最後でございますが、谷山谷川。

所在地、抜月、月和田地内。

現況、平成22年に流路工が施工されているが、その上流部が崩壊しつつある。また、既設流路工ののり面の崩落があり、豪雨の際は危険である。

今後の対策、計画的に上流の治山堰堤まで流路工を施工する必要がある。

また、のり面保護の対策を講ずる必要もある。

写真、⑤につけております。

以上、県の所管と吉賀町の所管につきまして、経済委員会よりの報告といたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員会の報告は終わります。質疑は行わず、報告をもって終了といたします。

---

#### 日程第26. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第26、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長及び経済常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

中谷町長より発言を求められております。これを許します。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 12月の定例会、きょうが最後ということでございますけども、御提案申し上げました19議案全て全員賛成で御可決をいただきました。かつてなかったことじゃなかろうかというように思っております。どうもありがとうございました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成28年第4回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前11時57分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員